

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局等からのヒアリング

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和3年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局等から関係分野に関する情報収集等を行った。

政策担当部局からのヒアリング

1 令和3年6月25日 第212回委員会

(1) 総合通信基盤局から「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランの進捗状況」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

1 説明の経緯

令和2年11月開催の第207回委員会において、総合通信基盤局から「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」の公表（令和2年10月27日）及びその概要について説明を受けたところ、今回、同アクション・プランの進捗状況について説明を受けた。

2 説明の概要

「競争ルールの検証に関する報告書2020」等を踏まえ、モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けて、総務省として今後取り組むべき事項について具体化を図る観点から、3つの柱からなる具体的な取組を掲げた「アクション・プラン」を令和2年10月に公表。アクション・プランに基づいた主な取組事例は以下のとおり。

- ・[第1の柱] 「分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現」
電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年10月施行）により、①通信料金と端末代金の完全分離、②行き過ぎた囲い込みの是正について規律を設け、その着実な執行を進め、公正な競争を促進。
また、消費者の自分に合った携帯料金プランを選択する一助となるよう中立的な情報を掲載した「携帯電話ポータルサイト」の正式版を令和3年4月に公表。
- ・[第2の柱] 事業者間の公正な競争の促進
データ接続料について、MVNO業界団体からの要望書も踏まえ、より一層精緻

な予測に基づくものとするよう総務省から要請。3年間で半減という当初の目標設定を前倒して実現する見込み。

また、音声卸料金については、省令等による料金設定の規律がない中、令和2年の電気通信紛争処理委員会の審議・答申を経て、大臣裁定により「適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を超えない額で設定すべきとの考えが示された。卸料金の適正化、低廉化により、MVNOの事業の柔軟度が高まり、利用者のニーズに合った料金プランが展開されることを通じて、競争圧力が市場全体にかかることを志向している。

・[第3の柱] 事業者間の乗換えの円滑化

「アクション・プラン」を踏まえ、令和2年11月から「スイッチング円滑化タスクフォース」を開催。①eSIMの促進、②SIMロック解除の一層の推進、③キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討、④MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討等のテーマにより、消費者がより簡単に事業者間乗換えをしやすくなるよう議論を重ねている。

- ・公正取引委員会（競争）、消費者庁（消費者保護）と協力しつつ、開設計画の認定に係る審査項目に公正競争環境の整備に資する取組を入れ、今後の電波の割当ての際にその取組度合いを審査する。令和2年12月には所管大臣による「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」を開催。二大臣会合の下に3省庁等による局長級の共同検討チームを設置し、進捗状況の共有、新たな課題への対応方針の調整等を実施。令和3年5月までに4回の会合を開催し、適宜大臣に報告を行っている。

- ・このような取組や各事業者による事業戦略により、従前MNOメインブランドの寡占状態であった大容量領域にも、あらたな料金プランが出てきている。

- ・また、令和2年4月に設置された「競争ルールの検証に関するWG」において、改正事業法の効果等を含め、モバイル市場における競争の適正化について、引き続き、毎年定点観測的に評価・検証、とりまとめを実施していく。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

中立・正確な情報を解説する「携帯電話ポータルサイト」の存在は、契約を検討する消費者には有益。周知広報や利便性の向上を望む。

<担当部局>

本ポータルサイトは今年度初めに公開。政府広報や消費者生活センターにも案内を出しているところ、今後も周知広報等努力していく。

(2) 総合通信基盤局から「電気通信サービスに係る内外価格差調査（令和2年度調査結果）」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

総務省では、諸外国と比較した日本の電気通信サービス料金について、主要各都市でシェアの高い事業者を対象とし、約20年にわたり定期的に比較調査を実施。令和3年からは、5G料金やデータ通信料の無制限プランについても調査項目に追加した。

令和3年3月時点の調査結果（東京の料金）は以下のとおりであり、「アクション・プラン」の取組の成果、影響を大きく受けた結果となっている。

- ・調査対象都市：東京、ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、ソウル
- ・調査対象：携帯電話、FTTH、固定電話の利用料金
- ①スマートフォン4G（MNO：シェア1位の事業者）データ容量月額料金比較
本年の新料金プラン開始の影響で料金が大きく下がり、2GB、5GBでは諸外国と遜色なく、20GBでは低い水準、無制限では各国の中で中位の水準となっている。
- ②スマートフォン4G（MNO：最安）通話・データ通信量等最安プラン比較
各国の中で2GB、5GB、20GBについては中位の水準、無制限は低い水準となっている。
- ③スマートフォン（MVNO）
調査対象時期における料金はいずれの容量においても高い水準だが、本年4月の新料金プラン開始によりかなり低い水準となった。
- ④スマートフォン5G（MNO：シェア1位の事業者）データ容量月額料金比較
2GB、5GB、20GBで低い水準、無制限では各国の中で中位の水準となっている。
- ⑤スマートフォン5G（MNO：最安）通話・データ通信量等最安プラン比較
2GB、5GBで中位の水準、20GB・無制限で低い水準となっている。
- ⑥FTTH
回線使用料等の月額料金だけを見ると高めに見えるが、通信速度の1Mbpsあたりの料金を見ると最も低い水準となっている。
- ⑦その他
フィーチャーフォン、固定電話の料金は諸外国の中でも中位の水準となっている。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

国・都市により生じる料金差はどのような要因があるのか。

<担当部局>

諸外国と比した日本の通信料金の高さについては、エリアカバー率の違い等、高品質が高価格に反映されることもある。

また、ロンドンやドイツの例では、日本でも取組中の「通信と端末の分離」の進捗や、MVNOの競争率の高さにより、料金の低廉化が機能している。

2 令和3年7月27日 第213回委員会

(1) 総合通信基盤局から「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)」-全体概要(周波数の再割当制度の導入等を除く)- について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

社会全体のデジタル変革の加速が見込まれることを踏まえ、今後の電波利用の将来像に加え、デジタル変革時代の電波政策上の課題並びに電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策などについて検討を行うことを目的として「デジタル変革時代の電波政策懇談会」を開催(座長:三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)。令和2年11月から検討を開始、令和3年8月取りまとめ予定。

- 具体的な検討項目は、①電波利用の将来像、②デジタル変革時代の電波政策上の課題、③デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策の3点。懇談会の下に開催した2つのワーキンググループにおいて、公共用周波数に関する電波の利用状況調査の効果的な実施など(「公共用周波数等ワーキンググループ」)、移動通信システムに関する電波の利用状況調査の在り方及び周波数の割当方策など(「移動通信システム等制度ワーキンググループ」)について検討。
- 令和3年6月の懇談会における報告書(案)は、「電波利用の現況」、「デジタル変革時代における電波利用の将来像及び帯域確保の目標設定」、「デジタル変革時代の電波有効利用方策」の3つの章で構成されており、パブリックコメントの期間を経て8月に取りまとめ予定。
- 第1章 異なる無線システム間における時間的・空間的に柔軟な周波数の共用を可能とする「ダイナミック周波数共用技術」の活用による電波の有効利用の促進の必要性、5GやBeyond 5G等の需要の増大やニーズの多様化・高度化に伴う移動通信システムの超高速化・大容量化等の進展について取りまとめ。
- 第2章 Society 5.0時代に向けデジタル化を加速する技術が重要な役割を果たす中、無線通信の大容量化、カバレッジの拡張技術等が大いに期待されているところ。また、社会情勢などの変化により、ワイヤレス利用や次世代の電波システム等の社会・経済の持続性への貢献度や重要性が増しており、報告書(案)ではデジタル化の例とワイヤレス利用の例を整理。さらに、次世代を支える電波システムを7つに分類、特に帯域を要する4つのシステム(①次世代モビリティ、②衛星通信・HAPS、③5G・Beyond 5G等携帯電話網、④IoT・無線LAN)について、2025年末までに合計+約16GHz幅、2030年代までに合計+約102GHz幅の新たな帯域確保の目標を設定。

- ・第3章 デジタル変革時代に必要とされる無線システムの導入・普及については、世界最高水準の5G通信環境の実現、ローカル5Gの広域利用、無線ネットワークのオープン化・仮想化への対応などの検討課題や、Beyond 5Gなどに係る研究開発及び知財・標準化の促進、ダイナミック周波数共用の推進、自然災害への対応の必要性などを取りまとめ。また、周波数の有効利用の検証及び割当ての方策については、BWAの見直しの必要性、周波数再編の計画的かつ着実な取組、周波数の経済的価値を踏まえた割当手法に関する運用状況の検証の必要性などを取りまとめ。公共用周波数の有効利用方策については、関係省庁ヒアリング実施による周波数の利用状況の検証や無線局のデジタル方式の導入に必要な技術的条件の検討を実施し、廃止や周波数移行などにより約1,200MHz幅について新たに利用可能となる見込みが出ることなどを取りまとめ。その他に、デジタル変革時代における電波の監理・監督、電波利用料制度の見直しに関する検討課題などを取りまとめ。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

帯域の空き具合について。

- ① 2025年度末までに16GHz幅が必要ということか。
- ② 1,200MHz分の新たな空き幅ができる件と、①との違いは何か。

<担当部局>

- ① 今回の帯域確保は、電波利用企業、電波関係企業を対象とした電波利用のニーズのアンケート調査結果や、国際的な周波数の動向等を踏まえて目標設定したもの。既存システムの再編やシステム間の共用などを行いながら、特に、帯域を必要とする4システムについて、2025年度末までに合計で+約16GHz幅の新たな帯域確保を目指すことを目標とした。
- ② 公共用周波数のうち、今回の関係省庁ヒアリング結果により、他の用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムにつき、廃止、周波数共用、周波数移行を実施する。これにより新たに約1,200MHz幅の確保を見込む。
①は、特に帯域を必要とする4つのシステムに関する帯域確保の目標設定である。

- (2) 総合通信基盤局から「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)」-周波数の再割当制度の導入等- について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（案）」のうち、今後、当委員会のあっせん・仲裁への申請事例が想定される「周波数の再割当制度の導入」について説明。

- ・電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保の関係について以下のとおり整理。

- ① 公正競争の確保により、市場が活性化し、より多くの利用者がその恩恵を受けられることは、公共の福祉の増進につながる。
- ② 周波数の割当てに当たって、公正競争の確保につながる取組を評価項目に盛りこみ、必要に応じて、新規参入を優遇する仕組みなどを導入することが適当。

- ・現在、特定基地局開設計画の認定を受けた事業者が、認定の有効期間終了後も事実上再免許を繰り返し、周波数を利用し続けるという実態がある。公平な周波数獲得機会のための対等な競争の場を提供するためにも、周波数の有効利用が不十分であると認められる場合や競願が発生する場合などは、既存免許人の周波数の使用期限を設定した上で周波数を再割当てする仕組みを導入することが必要。

- ・周波数の再割当てを行う場合は、電波監理審議会への諮問など透明性を確保しつつ公正・中立に手続を進めるとともに、予見性の確保や投資コストの回収につながるよう、現行の特定基地局開設計画の認定有効期間をより長期間に見直すことが必要。

■あっせん・仲裁申請について

- ・新たな認定開設者へ周波数移行をする場合、周波数の移行期間と円滑な移行方法がポイント。

- ① 移行期間：個別の案件ごとに開設指針の中に設定することが必要。
- ② 円滑な移行方法（「終了促進措置」の活用）：

終了促進措置は、従来、異なる無線局を対象とした周波数の再編における周波数移行の早期完了に活用。新たな認定開設者の費用負担により使用期限よりも前に周波数を移行させるもの。今回、再割当制度にも活用を可能とし、新たな認定開設者に周波数が移行する場合、同種の無線局が対象でも、早期の移行ニーズがあれば活用することが適当。

- ・ 終了促進措置の活用にあたっては、市場において競争関係にある既存免許人と新たな認定開設者の間の協議であるため、不調となる場合も想定され、こうした場合には、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みの導入が必要。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

- ① 終了促進措置の活用にあたって移動通信事業者間の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みの導入が必要とある。紛争解決に関する判断基準についての議論はあるか。
- ② 終了促進措置の対象範囲は移動通信事業者同士に限られるのか。
- ③ プラチナバンドの周波数が移行する場合の個別課題について。事業者の技術的な移行手段や対処法が移行期間に影響している件に関して、モデルケースとなる技術的な移行手段や対処法について検討予定はあるか。

<担当部局>

- ① 終了促進措置は、新たな事業者が早期に周波数移行を完了させることは電波の有効利用に資する、という観点から活用されるもの。移行コストの妥当性の判断基準、移行コストが前倒し期間に見合うものかという点が、協議の合意点を見出すに当たっての課題と考える。
- ② 従来の、異なるシステム間の周波数再編に加えて、新たに開発指針で割当てを行う携帯電話や全国BWA等を念頭に置いた。周波数の再割当制度の導入により、同種の無線局同士の周波数移行に向けた協議が想定されるが、競争関係にある事業者間の協議の不調に備え、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入しようとするもの。
- ③ 報告書（案）においても、令和3年夏から早急に更なる検討の深堀りを行うことが必要とされており、技術的課題も含めてしっかり整理していく予定。

3 令和3年9月14日 第214回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（令和2年度）年次レポートの概要」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

- ・電気通信事業分野における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として設置されている、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議（座長：大橋 弘 東京大学公共政策大学院長・大学院経済学研究科教授）から助言を得て、「電気通信事業分野における市場検証（令和2年度）年次レポート」を令和3年8月31日に公表した。

- ・「年次レポート」では、I o T向け通信サービス市場における競争状況の試行的評価や移動系通信市場及び固定系通信市場の検証を行った。

（I o T向け通信サービス市場の試行的画定）

- ・I o T向け通信サービス市場の捉え方として、利用用途に着目した場合、通信規格に着目した場合、利用用途及び通信規格の双方に着目した場合について、それぞれ検討するなどして、「IoT 向け通信サービス市場」の試行的画定を行った。

（I o T向け通信サービス市場における競争状況の試行的評価）

試行的に画定したI o T向け通信サービス市場における競争状況の試行的評価として、評価に当たっての留意点を挙げた上で、契約数・シェア、I o T向け通信サービスに関する事業者の認識、通信レイヤー以外の事業者の考慮、異なる通信規格間の代替性について、以下の試行的評価結果を取りまとめた。

- ・通信モジュールの事業者別シェアを算出したところ、契約数全体は高い伸び率を示している中、移動系通信市場全体のシェアの推移と比べると、各社のシェアの変動は大きくなっており、顧客の新規獲得を巡る競争が行われていると推察される。

- ・他の通信規格との代替性の検討として、アンライセンスLPWAは、セルラーLPWAや3G/LTEとの間で使い分けが一定程度なされていることを示唆する結果が得られた。

- ・今後、競争状況を評価するに当たっての手法等について引き続き検討し、より詳細な市場分析を行っていく必要があるほか、各通信規格間の代替性について、より詳細な検討を行う必要がある。

- ・I o T向け通信サービスにかかる市場画定の在り方の検討を深めていくとともに、関連市場における通信事業者以外の事業者と通信事業者との間の連携や、

通信事業者以外の事業者の競争上の地位などの状況についても、継続的に注視していく必要がある。

・移動系通信市場に関する検証結果に基づく今後の課題

- ① MNO 3社のシェア合計が80%以上である状況は継続しているが、引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的な取扱い等に関する行為がないかについて注視する必要があると考えられる。また、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為の有無の確認に当たっては、より客観的な情報に基づいて検証を行うとともに、その検証プロセスにおいては、透明性を可能な限り確保すべきである。
- ② 楽天モバイルによるMNOサービスへの参入や5Gサービスの契約数の拡大、MNOにおける廉価プランの提供開始など、市場環境に大きな変化が生じてきている。事業者間の顧客の移動状況に新たな傾向が見られたところであり、こうした新たな傾向に関して、追加的に必要なデータを取得することも含め、より詳細な分析を行う必要があると考えられる。
- ③ ポイントサービスや決済サービスを含め、通信サービスに付帯して利用者に提供されるサービスの提供状況について把握するとともに、電気通信事業分野における事業者間の公正競争を確保する上での課題の有無について引き続き分析する必要がある。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響について把握を行う必要がある。

・固定系通信市場に関する検証結果に基づく今後の課題

- ① 依然としてF T T H市場におけるN T T東西の存在感が大きい状況であり、引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視する必要がある。また、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為の有無の確認に当たっては、より客観的な情報に基づいて検証を行うとともに、その検証プロセスにおいては、透明性を可能な限り確保すべきである。
- ② F T T H市場においてMNO 3社が4割程度の小売シェアを有しており、引き続き、固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係について把握・分析する必要がある。
- ③ 移動系通信市場同様、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響について把握を行う必要がある。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

- I o T向けの通信サービスの登場や、あるいはコロナ禍において需要構造が変化しているのではないかと、また、サービスの融合や、MNOによる新サービスの提供により、いろいろな形での囲い込みが起こるのではとの懸念もある。そのような中で、新たなデータ収集の必要、分析・アプローチの常時アップデートの必要がある。
- コロナでどのように市場等が変わったのか情報収集がされたことは非常に重要。今後も状況の変化にあわせて何度かこのような調査をされていくと思う。歴史的に非常に大事な資料になると感じた。
- I o T向け通信サービスにおいて、ボトルネックが生じるのかどうか、生じるとすればどのようなところに生じると考えられるか。また、何かそのような兆しがあるか。
- 市場環境の変化にもかかわらず、シェアの80%以上を大手MNOが維持しているという状態にある。コロナの影響もあるが、これ以上の大きな市場環境の変化はあまり今後生じないのではないかと。一方で、市場環境が変化したにもかかわらず、3社のシェアが安定的に維持されているのかということに関しては、どのように考えるべきか。

<担当部局>

- 利用者や事業者の方々に向けたアンケートについて、新型コロナの状況や、また非常に進歩も速い分野であるため、そのような環境の変化等も踏まえ、丁寧に分析をしていくことの重要性を非常に改めて感じた。頂いた指摘も踏まえ、今年度の調査等にも生かしていきたい。
- 現時点では、I o T向け通信サービスにおけるボトルネックがはっきりとは見えていない。通信事業単体ではなく、通信レイヤー以外の事業者や様々な産業の方々がI o T通信市場に参入しているため、そのような産業や事業との関係性において、ボトルネック性が生じうると感じている。今後、そのような部分もしっかりと分析をしていきたい。
- これまでもMVNOとMNOの競争環境の整備等も行っており、また、昨年度参入したばかりの楽天モバイルによるMNOサービスや、低料金プラン等の影響が今後生じることも想定される。
一方で、卸料金等を含めた携帯電話料金の低廉化や、競争を促進するために行っている施策等については、引き続き、推移等を見守りながら、分析をしていきたい

4 令和3年10月29日 第215回委員会

総合通信基盤局から「情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会第五次報告(情報通信ネットワークに関する事故報告・検証制度の在り方)」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

国民生活、社会経済活動や危機管理等のために不可欠なインフラである情報通信ネットワークについては、自然災害やサイバー攻撃等のリスクの深刻化、仮想化・ソフトウェア化等によるネットワーク構築・管理運用の高度化・マルチステークホルダー化等の新たな環境変化に伴い、通信事故等の発生により生命・身体・財産に直接的な影響を与えるリスクも増大するなど、通信分野における安全・信頼性対策として配慮すべきリスクが多様化・複雑化している状況。

本年3月、IPネットワーク設備委員会では、これらのリスクに対応し、安心・安全で信頼できる情報通信ネットワークが確保されるよう、2020年代半ば頃に向けた事故報告・検証制度等の在り方について、「安心・安全で信頼できる情報通信ネットワーク確保のための事故報告・検証制度等の在り方」として検討を開始することとし、「事故報告・検証制度等タスクフォース」を開催し、検討を実施。

IPネットワーク設備委員会は、タスクフォースにおける検討結果に基づき、本年6月に第五次報告(案)をとりまとめ、9月に情報通信技術分科会に報告し、一部答申として公表。

(検討の方向性)

重大なリスクのObserve(内外環境の観察)、Orient(方向付け・情勢判断)、Decide(方針・意思決定)、Act(行動)によるOODAループ機能の強化、重大なリスクに関するリスクアセスメント機能の強化等の観点から以下の事項を検討

- ・BtoB/GtoX(通信事業者 to 法人利用者/行政機関 to 一般利用者等)型の通信サービス・ネットワークのうち、通信分野との相互依存が深まりつつある重要インフラ分野に提供される場合等の通信事故に関する報告制度等の在り方
- ・リスクが顕在化したアクシデントではなく、その兆候段階の事態であるインシデントに関する報告制度等の在り方
- ・事故調査を通じた演繹的なアプローチ等の電気通信事故検証会議の機能強化による第三者機関の在り方
- ・激甚化・頻発化する大規模自然災害やサイバー攻撃の巧妙化・悪質化等による通信障害等を踏まえた自然災害・サイバー攻撃を原因とする通信事故の報告制

度等の在り方

OODAループ機能の強化とリスクアセスメント機能の強化という2つの観点から、以下の4点について、検討を実施した。

① 重要インフラ向け通信サービス・ネットワークに関する報告制度の在り方

通信事故から波及する重要インフラサービスの障害やクラウドサービス障害を原因とする通信事故が発生しており、重大なリスクに関するOODAループ機能やリスクアセスメント機能の強化といった観点から、報告制度を見直すことが必要。

(課題と対応の方向性)

BtoBtoX、あるいはBtoGtoX型の通信サービス・ネットワークのうち、重要インフラに提供される通信サービスに対する通信事故に関する考え方が不明確、また、クラウドサービスが通信サービスに該当する場合、重要インフラである通信分野に提供される際のクラウドサービス障害に関する通信事故の考え方も不明確である。

上記に対する対応の方向性としては、総務省への速やかな報告に関する考え方の明確化や四半期報告事故に係る報告事項の追加を行っていくことが適当。また、通信サービス等に提供されるクラウドサービスの障害について、通信事故への該当性に関する考え方を現行ガイドラインにおいて明確化していくことが適当。

② インシデント（事故の兆候段階の事態）に関する報告制度の在り方

通信設備に関する情報がサイバー攻撃により漏えいし、重要インフラ分野事業者の通信サービスが利用不可となるおそれのある事態等の重大なインシデントが発生しており、重大なリスクに関するOODAループ機能やリスクアセスメント機能の強化のため、報告制度を見直すことが必要。

(課題と対応の方向性)

インシデントについては、一部のみが四半期報告事故の対象となるが、報告しない場合等には罰則の適用可能性がある。また、重大事故と同様に社会的な影響が大きい重大なリスクとなるインシデント（重大インシデント）については、重大事故としての速やかな報告の対象外、さらに、通信事業者からの報告は、電子メールによる添付ファイル送信によって報告がなされている。

上記に対する対応の方向性としては、アクシデントが起きたときの通信事故報告とは別に、重大インシデント（通信事故の兆候段階にある事態）につき、速やかな報告についての対応が必要。また、報告の迅速化や負担軽減といった観点から、ダッシュボード機能等を備えた報告システムの整備を含め、報告制度のDX化の推進が適当。

③ 電気通信事故検証会議の機能強化による第三者機関の在り方

2015年度から開催されている電気通信事故検証会議により、通信サービス・ネットワークの安全・信頼性対策のPDCAサイクルに対し、一定の意義・成果が得られている。一方で、重大事故等の事故調査を通じたリスクアセスメント機能の強化によるリスクマネジメントに関するPDCAサイクルの強靱性・実効性を確保するため、検証会議の機能強化が必要。

(課題と対応の方向性)

検証制度の対象について、通信事故に該当しない障害や重大インシデント等の重大事故以外の重大なリスクにも拡大しているとともに、原因の関係者による参加や情報提供が得られず、原因究明やリスクアセスメントにおける公正性や実効性の確保が困難である。

上記に対する対応の方向性としては、重大事故・インシデントの原因に係るマルチステークホルダーからの報告徴収等を通じた原因の究明等によるリスクアセスメント等、第三者機関に関する所要の制度整備が適当。また、事故調査・リスクアセスメントの結果公表やリスクコミュニケーション等により、マルチステークホルダーの取組に貢献していくことが必要。

④ 自然災害やサイバー攻撃を原因とする通信事故の報告制度等の在り方

激甚化・頻発化する大規模自然災害により、通信障害における広域化・長期間化が進展しているとともに、サイバー攻撃の巧妙化・悪質化に関連して、通信サービスの提供停止に至る通信事故や通信設備に関する情報の漏えい等の重大なインシデントが発生していることから、OODAループ的な対応やPDCAサイクルの強化が必要。

(課題と対応の方向性)

災害対策基本法に基づく被害状況の報告や報告制度に基づく四半期報告事故等による対応強化、総合的な検証等が可能な環境の構築、又は報告制度等とサイバーセキュリティ対策における一層の連携・協力の推進による対応や強化等が必要である。

上記に対する対応の方向性としては、報告対象となる通信事業者の範囲を明確にした上で、自然災害時における被害状況の報告を求めるための所要の制度整備や、報告システムのDX化等を推進していくことが適当。

また、サイバー攻撃を原因とする重大インシデントの速やかな報告や、サイバー攻撃による重大事故に関する詳細報告期限の柔軟化等についても対応が必要。

(通信事故の検証制度の見直しの在り方)

重大事故等の調査を通じたリスクアセスメントの強化に必要な機能として、通信事故等の原因及びそれに伴い発生した被害の拡大等の原因を究明し、それ

らに関するリスク評価を行うため、行政調査権限とは別に、通信事故等の原因に関係があると認められるマルチステークホルダーからの報告徴収、必要と認める場所への立入調査、又は物件の提出・保全等が考えられる。また、通信事故等の再発防止や被害軽減等の観点から、総務省への報告制度等を通じて、必要な施策等を総務省に対して勧告できる機能が必要。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

- ・このような事故に関する報告書を作成する取組は、日本だけの独自のものか。
- ・通信事業者以外の外部の業者、会社に対する調査を行う上で、法的な権限の根拠等、その辺りの対策といったようなものは必要になるという理解だが、現在、何らかの計画・検討はあるか。
- ・クラウド時代において、現在通信の機器の中に流れているパケット等やパケットの中に含まれている情報により行われているサービスが、分離不可の状態であると感じている。世界的に法律の動向はどのようになっていくのか。

<担当部局>

- ・他国においても、事故の状況について一般の方々や研究者等に向けた情報提供は行われている。具体的な報告書という形でまとめられているかどうかは承知していないが、ウェブ等の報告を公表するようなシステムが欧州や米国でも用意されており、それを参考にどのような形で公表していけば良いのか考えていく必要があると認識している。
なお、欧州や米国のほうがもう少し専門的な調査をしており、当方としても、その調査・分析能力を上げていく必要性を認識している。
- ・電気通信事業法に基づき電気通信事業者に対しては、例えば報告徴収権限等があるが、電気通信事業者以外の者に対しては、今のところ法律的な権限があるわけではないため、例えば関係省庁等の協力を得ながら進めていくことも、一つの選択肢と考えるが、指摘いただいたことは、検討すべき内容の一つと考えている。
- ・電気通信事業ガバナンス検討会の場で、データの取扱いやセキュリティ対策について検討を行っており、指摘いただいた点も含め考えていく必要がある。世界的な動向等も踏まえて進めていきたい。

5 令和4年3月22日 第217回委員会

総合通信基盤局から「携帯電話等の周波数の再割当てに伴う円滑な周波数移行」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

- 令和3年8月に「デジタル変革時代の電波政策懇談会」（座長：三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）が取りまとめた報告書では、電波の有効利用の方策として、周波数の再割当てを導入するとともに、再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の円滑な移行方法として終了促進措置を活用し、終了促進措置の協議が調わない場合には、委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入することが必要とされた。これを踏まえ、令和4年2月に電波法の一部改正案を国会に提出した。
- 同改正案では、携帯電話等が使用している周波数について、①電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき、②競願の申出を踏まえ、再割当て審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき、③電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、携帯電話周波数等の再編が必要と認めるときは、既存免許人等への意見聴取等を経て、再割当てができることとしている。
- また、再割当てに係る新たな開設計画の認定日から既存免許人の周波数の使用期限までの間を移行期間とし、当該移行期間中は、既存免許人は既に免許を受けている無線局の再免許を申請することができることとしている。
- 新たな認定開設者はこの間自由に免許を受けられないという一定の制約を受けることになるところ、円滑な移行を促進するため、周波数の再割当ての結果、新たに周波数の割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担することによって、移行終了までに必要な期間を短縮する終了促進措置を利用することができることとする。
- ただし、この場合に終了促進措置の協議を行うこととなるのはモバイル市場において競争関係にある携帯電話事業者同士となるため、終了促進措置の協議が調わない可能性がある。そこで、終了促進措置の協議が調わない場合には、委員会にあっせん・仲裁の申請を可能とする仕組みを法的に手当てすることとしている。
- さらに、令和4年3月から同懇談会の「移動通信システム等制度ワーキンググループ」の下「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」（主任：相田 仁 東京大学大学院工学系研究科教授）において、円滑な移行に関する個別課題について検討を行っている。本年夏頃を目途に一次取

りまとめを予定。主な検討事項は次のとおり。

- ① 移行期間の設定のあり方
移行期間を設定するに当たっての考え方及び考慮すべき事項、課題
基地局等の工事の対応
利用者関係の対応
- ② 移行費用と負担のあり方
移行費用として考慮すべき事項の考え方
移行費用を負担すべき者、負担する費用の範囲 等
- ③ その他
再編を前提とした設備の導入 等

委員会等の主なコメント等

<委員会>

利害が対立している当事者間で、協議が調わない案件について委員会にあっせん等の申請がなされることとなると、何らかの考え方や指針のようなものがないと、判断をしても説得的なものにならないし、効果的・効率的な紛争の解決にもならない。タスクフォースで移行期間、移行費用についての検討を進めるとのことだが、委員会として参照可能な具体的なガイドラインのようなものができることを期待してよいか。

<担当部局>

まずはタスクフォースで移行期間、移行費用の範囲の基本的な考え方を整理し、同懇談会に報告する予定であり、その報告書が今後の委員会で御審議いただく際の目安になると考えている。また、事例が今後積み重ねられれば、そうした事例を踏まえた整理もできると思っている。

6 令和4年3月29日 第219回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業法改正案の概要（電気通信紛争処理委員会関係部分）」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、電気通信事業法の一部改正案を国会に提出した。概要は次のとおり。

① 情報通信インフラの提供確保

ブロードバンドサービスについて、整備に加えて維持の重要性も高まっていること、新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワークや遠隔教育等における活用が増加していることを受け、基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）に位置付け、不採算地域における安定した提供を可能とするための交付金制度を創設する。

② 安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクが高まる中、事業者の保有データの適正な取扱いが必要不可欠であることから、大規模な事業者が取得する利用者情報について適正な取扱いを義務付けるとともに、事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与する。

③ 電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備（携帯大手3社、NTT東・西の設備）を用いた卸役務のうち、多くの事業者が提供を受けている光サービス卸やモバイル音声卸については、長期にわたり卸料金が高止まりしている点が指摘されていた。これを踏まえ、指定設備卸役務について、引き続き相対契約を基本としつつも、指定設備を設置する事業者に対し、当該事業者の交渉上の優位性や卸先事業者との間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備として、正当な理由のない限り特定卸役務（指定設備卸役務のうち、競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの）を提供する義務及び卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者へ情報（料金算定方法等一定の協議の円滑化に資する事項）を提示する義務を導入する。

併せて、特定卸役務の提供に関する協議開始・再開命令及び情報提示義務違反に対する業務改善命令を措置し、それぞれ委員会への諮問事項に追加する。

- 第一種指定電気通信設備制度について、NTT東・西における固定電話の I

P網移行等を踏まえ、加入者回線の占有率を算定する範囲を現行の都道府県から各事業者の業務区域に変更する。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

- ① 情報提示義務について、求めがあった事業者にだけ情報を提供すればよいのか、公表はされないのか。例えばMVNOの新規参入事業者は、既に参入している事業者に提示されている料金が分からなければ、提示された料金が適正かどうか判断できないのではないのか。
- ② 特定卸役務の提供義務については、正当な理由があれば拒めるとのことだが、正当な理由について、具体的にはどのようなものを想定しているのか、何か規定を整備することになるのか。
- ③ 今回の改正により、光サービス卸やモバイル音声卸だけではなく、5G（SA方式）におけるMNOからMVNOへのネットワーク機能の開放に係る事業者間協議も促進されることが期待されるところ、現在の状況について伺いたい。
- ④ 情報提示義務に基づき提示された情報に疑問があり、MVNO等の卸先事業者が別の条件等を提示した場合に卸元事業者がその条件等に応じる義務は含まれているのか。義務付けていないのであれば、協議が促進されるかどうかについては課題が残っているということか。
- ⑤ 情報提供義務について、提供された情報が協議を行う上で十分ではないと認識した場合に、委員会へのあっせん・仲裁の申請の要件を満たしている、すなわち、協議が不調であるという要件を満たしているという判断をしてもいいのか。
- ⑥ 卸役務については、接続とは異なり、相対協議を基本としつつも、今回の法改正により交渉力の格差是正を行うといった点においては、接続における規制に近づきつつあると思われるところ、改正法において卸協議というものをどのように考えているのか教示願いたい。

<担当部局>

- ① 公表までは義務付けていない。卸役務の提供に当たって不当な差別的取扱いをした場合には是正対象となり得るが、個々の事業者間において協議されることが原則。
- ② 電気通信事業法第32条では、電気通信設備との接続の請求を受けた場合には、①電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがある場合、②接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがある場合、③その他総務省令で定める場合を除き、応じなければならないとある。これを参考としつつ、

関係事業者間においても関心が高い部分でもあるため、法施行までの間にしっかりと議論し、何らかのガイドを示す必要があると考えている。

- ③ MNO各社は昨年から5G（SA方式）によるサービスを順次開始している。「接続料の算定等に関する研究会」でも関心が高く注視しており、事業者ヒアリングにおいて、NTTドコモからは、自らのサービス開始に先立ってMVNOに情報を開示しており、協議が進んでいるとの説明があった。また、今回の改正により定められる特定卸役務の具体的な範囲等については、総務省令で定めることとしており、5G（SA方式）を含めるか等、どこまでを同役務の対象とするかは今後の検討課題。
- ④ そこまでは義務付けておらず、交渉が難航した場合には委員会でのあっせん・仲裁等が最終的な受け皿となり、あるいは総務大臣への裁定というプロセスも考えられる。また、「接続料の算定等に関する研究会」では、「その後の指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当」としており、仮に事業者間協議が進まない等の問題が生じた場合には、今後更なる規制の強化ということもあり得る。
- ⑤ 提供すべき情報の粒度等については、総務省令で定めることとしており、今後、関係事業者からの意見を広く聞いて、検討の上整備していく。
- ⑥ 接続のように全ての卸役務において提供義務の対象としないまでも、特定卸役務については、交渉上の優位性を是正することにより、サービスの多様化や料金の低廉化に資するため、提供を義務付けるとともに、情報提示を義務付けたもの。

令和3年12月3日 第216回委員会

一般社団法人テレコムサービス協会から「MVNO業界の現況と今後の課題」について、説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

MVNO市場の現況として、近年伸び悩み傾向であるMVNOサービスの契約者数の推移、MNO各社の廉価プラン等について説明があった。

MVNOの抱える主な課題として、データ通信に関する課題（接続料算定の精緻化）、音声通話に関する課題（モバイル音声卸料金に係る代替性検証等）、携帯電話料金と接続料等の関係に関する課題について説明があった。

MVNOビジネスの将来として、MVNOにかかる2つの競争軸によって、様々なサービスをMVNOが行ったことは、社会的にも大きな意義があったと捉えている。

MVNO委員会から、5G（SA方式）時代における機能開放の在り方（VMNO（Virtual MNO）構想）を提唱し、方向性としてライトVMNOとフルVMNOの2つを提案している。

5Gスタンドアロン時代のMVNOへの機能開放の在り方について、令和3年3月から5月にMVNO委員会とMNO3社の間で事業者間協議を実施し、上記の2つのVMNO構想を含む4類型5方式の検討を実施した。

5G（SA方式）に関する事業者間協議に向けての課題については、①パートナーシップ醸成、ビジョンの共有、②積極的な情報開示があると考えており、例えば、②については、情報の非対称性を克服するために、MNOが有する情報については積極的な開示をお願いしたい。この開示情報については、MNOグループのMVNOとMNOグループ以外のMVNOとの間で内容・タイミング等に差がないようお願いしたい。

MNOとMVNOには、本来的に多面的な関係が存在すると考えており、1点目は設備設置事業者と、その設備を活用するサービス提供事業者としての協力関係、2点目はより良い移動通信の実現と、それによる移動通信ビジネス全体の拡大を目指す協調関係、3点目は同じ移動通信市場において、限られた利益を取り合う競争関係、つまり、ビジネスを取り合う競争関係。

今回取り上げた種々の課題の解決を通じ構築される公正な競争環境によるMVNOの質的・量的な成長により、移動通信市場の競争が活性化され、強くなる上記の1点目、2点目の関係性が3点目とバランスすることは、MVNO委員会の掲げる「2030年にかけての社会的問題の解決とICTによる新たな価値の醸成」の

達成に不可欠と考える。

委員会等の主なコメント等

<委員会>

- フルVMNOは、どの程度設備が必要となるのか、また、ライトVMNOは、MNO側にどのようなメリット、インセンティブがあるのか。
- 開示情報については、MNOグループのMVNOとそれ以外のMVNOとの間で内容・タイミング等に差がないようお願いしたいとの意見について、現状は差があるという認識なのか、また、差がある場合どのような点で差があるのか、あるいは差がつけられているのか。

<テレコムサービス協会>

- 移動通信はRANとコアによって提供されるもので、フルVMNOにおいては、コアをMVNOで持つ必要がある。さらにMNOのRANまでMVNOがネットワークを伸ばすことになるため、日本全国でサービスをすることになると、日本全国のRANまでネットワークを伸ばす必要があるかもしれない。それを集約できるかなど、今後MNOと調整が必要であろう。ただし、特定の地域だけRANを開放してもらおうという形態もあろうと思われ、そのときは設備の規模は小さくなる。ライトVMNOについては、MNOの作った設備をMVNOが外部からAPIで制御して利用する形態。MVNOがMNOの設備をより柔軟に利用し、MVNOがMNOとは違った価値を提供することにより、MNOの設備の価値も上がっていく協働関係が十分つくれるのではないかと考えている。
- MNOから我々の欲しい情報を開示してくれないということは、実際には発生しているのではないかと考える。

第2章 「本格的な 5G 時代における事業者間紛争に関する調査研究」の報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した「本格的な 5G 時代における事業者間紛争に関する調査研究」の概要について、第 211 回委員会（令和 3 年 5 月 28 日）で報告を受け意見交換を行った。

【説明の概要】

1 目的

事業者アンケート調査等を通じ、本格的な 5G 時代におけるサービス・技術の変化、新たな関係事業者の出現がMNOとMVNOとの間のビジネス構造等などのような影響を与え得るのかを検討し、事業者間契約において課題となり得る事項を把握することによって、今後の紛争処理や相談対応の基礎資料とする。

2 調査結果

(1) MVNOにおける 5G サービス提供・協議の状況

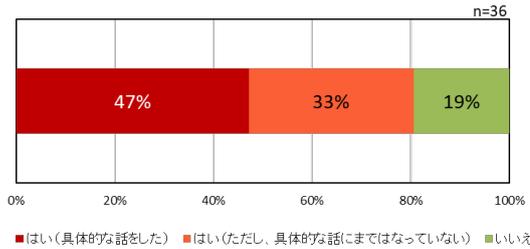
- MVNOにおける 5G サービスの提供について、「提供済み」は 13%とまだ限定的だが、「具体的にサービス内容を検討中」が 33%、「関心があり実施を含め検討中」が 38%と、関心の高さがうかがえる。
- 具体的な内容としては、まだ固まっていない事業者も多いが、超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続といった 5G の特徴を活かした多種多様なサービスが挙げられている。

MVNO : 5G サービスの具体的内容

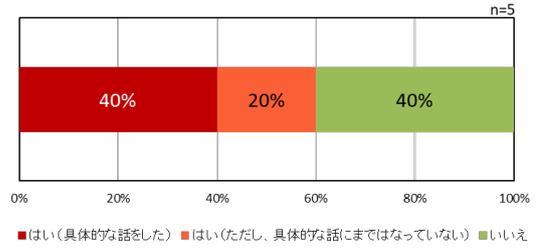
用途	主な内容
5G データ通信 サービス	5G超高速インターネットデータ通信サービスを提供。 SAIにおいてネットワークスライシング技術を活用し超高速・超低遅延・多数同時接続を組み合わせた多様なニーズに応えられる柔軟性のあるサービスの提供を検討中。
5G 事業者向け サービス	高速大容量サービスをエンドユーザに提供するMVNO事業者向けの卸サービスの提供を検討中。 MNOとの帯域卸契約により再販を予定。法人販路、クラウドルーター利用、短期利用のプリペイド型の販売を予定。インバウンド向けのプリペイドSIMの展開も検討中。
5G 高付加価値 サービス	工場や社会インフラ系などBCP重視の事業者向けに、耐災害性と高セキュリティ性により安定運用可能なサービス提供を構想。
	商用車を活用したテレマティクスサービスを提供。
	高速大容量を活かした、画像伝送・データ解析を中心とする高度なセキュリティサービスの提供を検討中。また、将来的には、さらに低遅延・多数同時接続を活かしたロボット・ドローンサービスへの応用も検討予定。
ローカル5G	Wi-Fiでは実現できない無線品質を求める法人顧客に、ローカル5Gや5G再販による低遅延サービスを提供。
	ローカル5Gの環境構築やサービス提供(医療分野等)を検討中)
その他	現段階ではMVNEからの具体的な提供予定が未定のため、未定。

- また、既に提供済みのMVNO以外における5Gサービスの提供開始時期は、「1年以内」又は「1～2年以内」で5割を超えている状況。
- MVNOによる5Gサービスの提供について、MVNOは8割、MNOは6割が「話し合いを行った」と回答しており、既に一定の協議が行われている状況であるが、今後、事業者間協議がさらに加速するとともに、協議内容の具体化が進んでいくことが予想される。

MVNO : MNO 等との話し合い状況

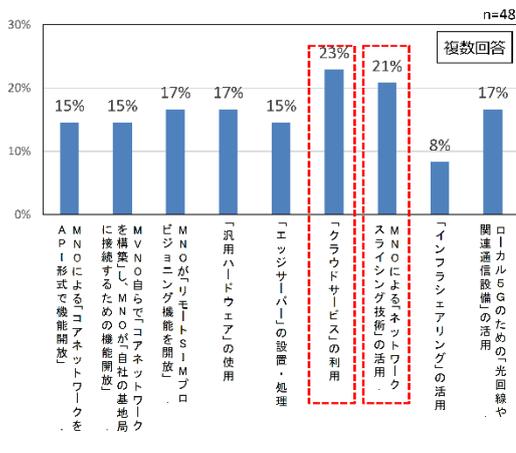


MNO : MVNO 等との話し合い状況

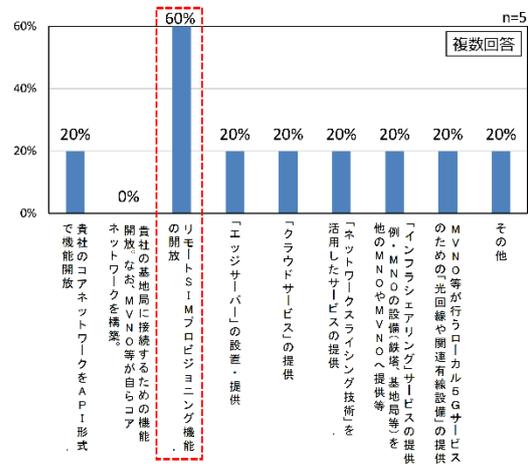


- MVNOにおける新たな技術・サービスの利用については、MNO、MVNO双方において、注視する項目に差異はあるものの一定程度必要性を感じており、今後、新たな協議事項となっていくものと思われる。

MVNO : 5G 提供に当たり利用する技術・サービス



MNO : 5G 提供に当たり利用する技術・サービス



(2) 事業者間の契約上の課題

① MVNOに対する情報開示

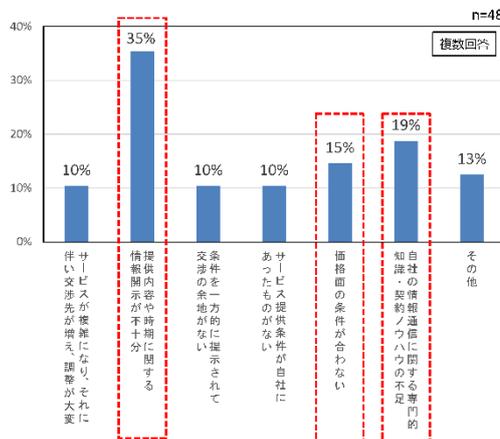
契約上の課題として、MNOでは4割が課題なしとの認識だが、MVNOでは約3割が「契約先からの情報開示不足」を挙げている。この認識の差異は、今後具体的な協議が進むにつれ、協議進行上の課題となってくる可能性がある。

② 専門的知識・ノウハウの差違

また、MVNOでは約2割が「専門的知識・契約ノウハウの不足」を挙げ

ている。この点、MNOにおいても、新たな技術・サービスの利用に係る課題として、「双方に専門的知識やノウハウに差があると課題となる」と指摘している。今後、5Gの本格化が進むにつれて、専門知識やノウハウの差違が、協議の円滑な進行に影響を与えるものとなってくると思われる。

MVNO : MNO との契約上の課題



MNO : MVNO との契約上の課題

- 協議を通じて標準的な提供形態などを検討。
- 卸料金面の折り合い
- 現状は提供にあたり各社と協議段階。課題は今後明らかになると認識。
- 現時点において課題は認識していない。(2社)

③ 交渉の複雑化

新技術・サービスの利用に係る契約について、MVNOからは、クラウド事業者等との契約の必要性が挙げられ、サービスの複雑化に伴い交渉先との調整が大変になるとの課題が示されている。今後の協議においては、これまでのMNOとMVNOの間のみでの協議に留まらず、多様な関係者が介在することによって、紛争がさらに複雑化・長期化することも想定される。

(参考) 委員会の認知度に関する調査結果

① 委員会の認知度

委員会について、MVNOにおいては、「名前も役割も知っていた」が54%であったが、「名称は知っていたが役割は知らなかった」が8%、「知らなかった」が38%であった。委員会を認知した経緯は、「委員会からのアンケート調査」(令和元年度実施)、「総務省が策定するガイドライン・指針等」が最も多く、ともに43%となった。

② 委員会の認知度向上策

認知度向上策について、MVNOにおいては、「MVNOガイドラインの周知・普及を進める」(44%)、「電気通信事業者へのお知らせの頻度を高める」(40%)、「ホームページ等を通じた、MVNO等関連業界における具体的な相談・あっせん事例の紹介」(35%)の順番であった。

※ 図表は第211回委員会(令和3年5月28日)事務局説明資料からの抜粋

第3章 「電気通信紛争処理委員会発足 20 周年記念シンポジウム ～デジタル新時代に向けて：事業者間調整の最前線～」の開催

委員会は、情報通信分野における事業者間の紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として、電気通信事業法の改正により平成13年11月30日に設置され、令和3年、発足20周年を迎えた。5Gの本格的な普及等に伴う情報通信分野の大きな市場動向の変化を背景に、事業者間の紛争のさらなる高度化・複雑化が見込まれる中、この機会を捉え、あっせん・仲裁等の紛争処理制度について、改めて、その理解増進・利用促進を図るため、12月24日、シンポジウムを開催した。

プログラムは別図のとおりであり、委員に加え、前東京大学総長の五神氏をはじめ有識者・業界関係者の方々の参画を得て、基調講演、個別講演及びパネルディスカッションにより、主にMNO・MVNO間の事業者間協議を対象に、その円滑化や紛争処理制度の果たすべき役割について、大変有意義な指摘をいただく結果となった。

【プログラム】

開 会
開会挨拶 金子 恭之 総務大臣
第 1 部
基調講演①「Society 5.0と情報通信」 五神 真 氏（東京大学大学院理学系研究科教授・前東京大学総長）
基調講演②「電気通信紛争処理委員会の実績と今後果たすべき役割」 田村 幸一 委員長（弁護士・元高松高等裁判所長官）
個別講演①「情報通信分野における紛争処理の実態～あっせん手続を中心に～」 小野 武美 委員（東京経済大学経営学部教授）
個別講演②「モバイル市場におけるMNOとMVNOとの事業者間協議について」 関口 博正 氏（神奈川大学経営学部教授）
第 2 部
パネルディスカッション テーマ① 5G時代におけるMVNOのビジネスモデルとMNO・MVNO間の構造的な紛争 要因・解決策 テーマ② 市場動向を踏まえた紛争処理の将来ビジョンと今後委員会に期待される役割 【モデレータ】 小塚 莊一郎 委員（学習院大学法学部教授） 【パネリスト】 大谷 和子 氏（(株)日本総合研究所執行役員法務部長） 島上 純一 氏（(一社)テレコムサービス協会副会長MVNO委員会委員長） 三尾 美枝子 委員（弁護士） 山崎 拓 氏（(株)NTTドコモ常務執行役員経営企画部長）
閉会
講評・閉会挨拶 荒川 薫 委員長代理（明治大学総合数理学部長・教授）

【結果の概要】

1 開会

冒頭、金子総務大臣から、開会挨拶が行われ、これまでの貢献に対する感謝の言葉とともに、モバイル市場における公正競争の確保が極めて重要となっている中、事業者間の紛争を公正かつ迅速に解決する委員会の果たす役割が今後さらに重要になっていくことから、引き続き、より多様で低廉な携帯電話サービスの実現をはじめとする情報通信産業の健全な発展に尽力を賜りたいとのメッセージが寄せられた。



〈挨拶を行う金子総務大臣〉

2 第一部：基調講演・個別講演

(1) 基調講演

基調講演①として、五神氏から、「Society 5.0と情報通信」と題し、新型コロナウイルス感染症等地球規模の課題への対応としてのSociety 5.0の意義やBeyond 5Gへのマイルストーン等について、講演が行われた。質疑応答では、荒川委員長代理及び眞田特別委員から、学術ネットワーク「SINET」に関する質問がなされた。

続いて、基調講演②として、田村委員長から、「電気通信紛争処理委員会の実績と今後果たすべき役割」と題し、委員会の機能、これまでの紛争処理の実績、今後果たすべき役割等について説明がなされ、その中で、「あっせん」が最も多く利用されており、平均して約3か月で処理され、約6割が合意成立により解決しているとの解説がなされた。

(2) 個別講演

個別講演①として、小野委員から、「情報通信分野における紛争処理の実態～あっせん手続を中心に～」と題し、過去の事例のケーススタディとして、事業者間協議が極めて解決困難な事態に陥っていたとしても、「あっせん」の利用により、中立的な有識者が双方の主張を聞き、論点を整理し、それをベース

に再度協議することですることによって解決に至ることがあり得る、また、必ずしも契約の内容そのものについて折り合いがつかなくなったというわけではなくても、協議加速のために「あっせん」を利用することは合理的な判断等の解説がなされた。

続いて、個別講演②として、関口氏から、「モバイル市場におけるMNOとMVNOとの事業者間協議について」と題し、本格的な5G時代におけるネットワーク機能開放や卸役務の適正化に関する総務省の有識者会議での検討状況について解説がなされ、卸役務の適正化については、事業者間協議の円滑化に向けた電気通信事業法の改正が検討されているといった最新の状況についての紹介もなされた。



〈基調講演を行う田村委員長〉



〈個別講演を行う小野委員〉

3 第二部：パネルディスカッション

(1) テーマ①「5G時代におけるMVNOのビジネスモデルとMNO・MVNO間の構造的な紛争要因・解決策」

島上氏から、5G時代にモバイル市場において競争をさらに加速させ、Society 5.0を実現させていくには、MVNOがより高い付加価値を有するサービスを提供できるようになることが重要であり、そのためには、競争と協力・協調のバランスのとれたMNOとの関係が重要との見解が示され、山崎氏から、多様化する利用者のニーズに対応するため、両者が連携し、利用者一人一人に寄り添った新たな価値を提供していくことが重要との見解が示された。

これを受け議論が行われる中で、三尾委員から、MNOとMVNOとの間の構造的・横断的な紛争要因として、情報の格差、人材の格差があることから、紛争処理制度が役に立つこともあるのではないかと指摘がなされ、大谷氏から、MNOによる新料金プランの発表が相次ぎMVNOにとって先行きが不透明な状態が続く中、5GやIoTにおける付加価値の高いソリューションの提供が活路と考えられ、そのためには、サービス設計の自由度が高まり、MNOと同時期にサービス提供を開始できるようなネットワーク提供が行われるこ

とが重要との指摘がなされた。

(2) テーマ②「市場動向を踏まえた紛争処理の将来ビジョンと今後委員会に期待される役割」

紛争処理制度について、島上氏から、事業者間の紛争解決の最終的な受け皿としての役割はこれまで以上に重要となるが、MNOは重要なビジネスパートナーであるため活用をためらうケースがある等の認識が示された一方、山崎氏から、多様なステークホルダーとの連携についての相談・サポート等、新たな領域に共に進んでいってほしいとの期待が示された。

これを受け議論が行われる中で、三尾委員から、各参加者から紛争処理制度は敷居が高いとの指摘もなされているが、紛争化する前の相談先としての役割も果たしていくことが望ましいとの指摘がなされ、大谷氏から、紛争処理は契約慣行や競争ルールの整備にもつながるものであり、「あっせん」の活用が期待されるとの指摘がなされた。

議論を受け、島上氏から、紛争処理の場とのイメージがあったが、少し違った活用を考えてもよいかもしれないとの感想が述べられ、山崎氏から、まずは協議を開始するという点での「あっせん」の活用があっても良いのではとの感想が述べられた。

(3) 総括

議論の締めくくりとして、小塚委員から、一見紛争に見える事案であっても、それを通じてWin-Winの関係が構築することが重要で、5G時代においては多くの事業者から様々なアイデアが出される方がより豊かな社会になることから、事業者間協議を進める上での一つの要素として紛争処理制度を活用してほしいとの総括がなされた。



〈パネルディスカッションの様子〉

4 閉会

最後に、荒川委員長代理から講評及び閉会挨拶が行われ、事業者間協議が円滑に行われ、良好な関係が構築されていくことが重要であり、そのためには、「あっ

せん」の利用が有効であることについて、関係の皆様にご認識いただけたのであれば、シンポジウムは大変意義深いものであった、委員会として、本日の議論も踏まえ、これからも、紛争事案の解決に誠心誠意取り組み、皆様の期待に応えてまいりたいとのコメントがなされた。



〈講評・閉会挨拶を行う荒川委員長代理〉



〈会場の様子〉

第4章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 講演会等における委員会業務説明

一般社団法人テレコムサービス協会と連携し、令和4年1月31日に開催された第34回MVNO委員会（オンライン開催）及び令和4年2月21日に開催された第16回FVNO委員会において、電気通信事業者等に対し、委員会の機能、あっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の実績・事例研究、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

また、令和4年2月4日に開催された東海総合通信局主催「サイバーセキュリティセミナー2022」（オンライン開催）においても、関係事業者等に対し、同様の説明を行った。

2 総合通信局等を通じた周知

令和3年11月19日の総合通信局等情報通信部長等会議において、総合通信局等に対し、事務局から委員会の周知について協力依頼を行った。

総合通信局等においては、管区内の通信・放送事業者を対象に、講演会やイベント等における委員会パンフレットの配布等を行うとともに、庁舎内での委員会パンフレットの配置やホームページへの委員会バナーの掲載等の取組を通じて委員会の周知が行われている。

3 電気通信事業者への資料の送付

所管部局に依頼し、全国の届出電気通信事業者に対し、委員会が取り扱う事案及び事業者等相談窓口等を記載した資料を送付した。

4 総務省広報誌等における記事掲載

委員会発足20周年を迎えることを受け、広報誌「総務省」（令和3年6月号）に委員会の紹介記事を寄稿した。また、雑誌「テレコミュニケーション」（株式会社リックテレコム発行令和3年12月号）に、「電気通信紛争処理の20年史」と題し、これまでの紛争処理状況や今後の展望を含め、委員会の紹介記事を寄稿した。

5 委員会発足20周年記念シンポジウムの開催

情報通信分野における紛争処理機能の理解増進、利用促進を目的とし、「電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウム」を開催した（概要は第3章参照。）。開催に当たっては、本シンポジウムがより効果的なものとなるよう、関係事業者等に対して次のとおり周知を行った。

- ・ 令和3年12月3日、本シンポジウムの開催について報道発表を行った。
- ・ 一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットサービスプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び一般財団法人日本データ通信協会に対し、会員社等への一般参加（オンライン視聴）に係る周知・働きかけを依頼した。
- ・ 委員会ホームページ内に本シンポジウム専用のページを作成し、シンポジウム終了後、当日の動画及び講演資料等を掲載した。
- ・ 広報誌「総務省」（令和4年3月号）に、本シンポジウムの開催結果として、講演やパネルディスカッションの内容等についての記事を掲載した。

6 事務局の移転

令和4年1月、事務局は永田町から中央合同庁舎第2号館へ移転した。

移転に関する報道発表及び総務省ホームページにお知らせを掲載するとともに、パンフレットの更新、関係者への周知を行い、移転にともなう業務継続計画の見直しを行った。

第5章 委員会に関する制度改正等

1 電気通信紛争処理委員会等の手続のオンライン化

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）では、行政手続における書面規制、対面規制等への対応として、原則として全ての手続についてオンライン化を行うとの方針が示された。これを受け、委員会等（※）の手続のオンライン化を行うため、令和4年3月22日、第217回委員会において、以下のとおり、所要の規定整備を実施した。

※ 委員会、あっせん委員、仲裁委員及び仲裁廷。

(1) 電気通信紛争処理委員会の手続における情報通信技術の利用に関する規程（令和4年3月22日電気通信紛争処理委員会決定第1号）の制定

- ・ 委員会の手続のうち、書面等による実施が委員会決定において規定されているものについて、オンラインによる実施を一括して可能とするための所要の規定整備を行った。
- ・ 内容としては、例えば、委員会に対して行われる通知のうち、委員会決定の規定において書面等により行うことが規定されているものについて、当該委員会決定の規定にかかわらず、オンラインの方法により行うことができる旨等を規定した。

(2) 電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（令和4年3月22日電気通信紛争処理委員会決定第2号）の制定

- ・ 委員会の手続のオンラインによる実施を可能とするための具体的な手法として、電子メールによる実施及びウェブ会議による実施を可能とするための所要の規定整備を行った。
- ・ 内容としては、電子メールによる実施手順を手続の流れに沿って具体的に規定し、その中で、電子メールの消失への対応（パスワードによる暗号化、送信についての電話連絡等）や代表者の意思確認（原則、代表者に対して電話又は対面により意思確認を行う等）について規定。また、留意事項として、証拠としての文書又は物件は、電子メールでの提出を可能とするが、委員会が必要と認める場合は原本を提出しなければならない旨等を規定した。
- ・ また、意見聴取等のウェブ会議による実施について、当事者の合意がない場合は、当面、慎重に対応する旨や、できる限り静寂な個室その他これ

に類する施設で行うこと、当事者以外の者に視聴させないこと等の遵守事項を規定した。

2 仲裁法制の見直し

法務省法制審議会（仲裁法制部会）においては、国際仲裁の活性化等の観点から、仲裁法制の見直しについての検討が行われ、令和3年3月には中間試案が取りまとめられた（※）。本件について、令和3年5月開催の第211回委員会において事務局から説明を行った。中間試案の概要は以下のとおり。

（1）仲裁法の見直し

- ① 仲裁法が準拠するUNCITRAL（国連国際商取引法委員会）の国際商事仲裁モデル法が改正されたことを踏まえ、暫定保全措置の定義（類型）、発令要件、執行等について、改正モデル法に準拠した規律を整備
- ② 仲裁合意の書面性に関する規律について、要件を緩和した改正モデル法の規律に完全に準拠
- ③ 裁判所で行われる仲裁関係事件手続について、東京地裁・大阪地裁に競合管轄を認め、一定の場合に外国語資料の訳文添付の省略を認める

（2）調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設

国際仲裁と共に、国際調停を活性化する観点から、UNCITRALのシンガポール条約を参考に、裁判外で行われる調停による和解合意について、裁判所に決定により、執行力を付与し得る制度を構想

【対象となる和解合意】

（甲案）国際的な事案における和解合意のみを対象とする

（乙案）国際的な事案における和解合意に限定せず、国内の事案も対象とする

（乙1案）国内の事案の全部を対象とする

（乙2案）国内の事案については、一定の要件を満たす場合のみを対象とする（例：認証ADRにおける和解合意）

【対象となる紛争類型】

当事者が和解をすることができる民事上の紛争を対象とするが、消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争は対象外

※ その後、（1）については令和3年10月に、（2）については令和4年2月に答申が取りまとめられている。